

# 文教厚生常任委員会会議録

[平成22年 9月24日開催]

南あわじ市議会

# 文教厚生常任委員会会議録

日 時 平成22年 9月24日  
午前10時00分 開会  
午前11時05分 閉会  
場 所 南あわじ市 委員会室

## I. 出席委員、欠席委員、事務局出席職員及び説明のために出席した者の職氏名

### 出席委員（6名）

委 員 長	楠 和 廣
副 委 員 長	久 米 啓 右
委 員	中 村 三 千 雄
委 員	蓮 池 洋 美
委 員	登 里 伸 一
委 員	小 島 一
議 長	川 上 命

### 欠席委員（なし）

### 事務局出席職員職氏名

事 務 局 長	淵 本 幸 男
次 長	阿 閉 裕 美
課 長	垣 光 弘
書 記	川 添 卓 也

### 説明のために出席した者の職・氏名

市 長	中 田 勝 久
副 市 長	川 野 四 朗
教 育 長	塚 本 圭 右
市 民 生 活 部 長	堀 川 雅 清
健 康 福 祉 部 長	郷 直 也
教 育 部 長	奥 村 智 司
市 民 生 活 部 次 長	細 川 貴 弘

健康福祉部次長	藤	本	政	春
教育部次長	岸	上	敏	之
市民生活部市民課長	塔	下	佳	里
市民生活部税務課長	藤	岡	崇	文
市民生活部収税課長	垣	本	義	博
市民生活部生活環境課長	高	木	勝	啓
健康福祉部福祉課長	鍵	山	淳	子
健康福祉部長寿福祉課長	小	坂	利	夫
健康福祉部保険課長	馬	部	総	一郎
健康福祉部健康課長	中	濱	素	三子
健康福祉部少子対策課長	福	原	敬	二
教育委員会教育総務課長	片	山	勝	義
教育委員会学校教育課長	三	谷	高	資
	(学校教育指導主事)			
教育委員会人権教育課長	大	谷	武	司
教育委員会生涯学習 文化振興課長	橋	本	浩	嗣
青少年育成センター所長	高	辻	隆	雄
清掃センター兼 衛生センター所長	細	川	協	大

## II. 会議に付した事件

### 1. 付託案件

- ① 議案第55号 平成22年度南あわじ市老人保健特別会計補正予算（第1号）…… 5
- ② 議案第56号 平成22年度南あわじ市介護保険特別会計補正予算（第1号）…… 7
- 2. 閉会中の所管事務調査の申し出について…………… 10
- 3. その他…………… 11

## III. 会議録

# 文教厚生常任委員会

平成22年 9月24日(金)

(開会 午前10時00分)

(閉会 午前11時05分)

○楠 和廣委員長 皆さん、おはようございます。

猛暑、酷暑、残暑の非常に長く厳しかった夏も、季節の節目、秋分を迎え一段としのぎよさと秋への歩みを感じるところでございます。

きょうは文教厚生常任委員会の開会に際しまして、執行部の方々には、また委員の皆様方には定刻御出席をいただきまして、ありがとうございます。お手元の委員会次第によりまして、進めてまいりたいと思います。

その前に、執行部よりごあいさつと御報告を承りたいと思います。

よろしく申し上げます。

市長。

○市長(中田勝久) 皆さん、おはようございます。

少しは秋らしい感じができております。本当にことしの夏は異常でございました。先般は決算特別委員会、皆さん方には4日間、本当に御苦労さまでした。おかげで、適切妥当な御決定いただきましたこと厚くお礼を申し上げます。

きょうは文教厚生常任委員会、付託をお願いいたしております案件について審査を願うわけですが、この件につきましても、どうぞよろしくお願いをいたしたいと思っております。

先ほどの、行政報告等でも申し上げておりました、淡路の総合特区の状況が22日の夕方、県のほうから届きました。9月の21日が、一応の提出の期間ということでございました。なかなか、この特区の提案につきまして、いろいろこれからそう簡単にいく問題でないということも県の報告にも入っております。特に特区というのは、地元のやる気がそこにあって、初めて国もそういうところを認めて、応援しようかというのが特区の中身だというふうになっておられます。

それから、実質そういう認定を受けて、執行に入れるのは来年の秋ごろからじゃないかなということも言われております。

また、特区全体の予算というのは800億円ぐらいということで要求をしているようでございますが、これも確定したものではないということでございます。特に農業関係の話もちょうど、当時の山田農林大臣とお話をいたした中身でございますが、具体的な淡路の環境未来島構想、その中に、今、申し上げた、一番目には淡路の出している必然性についてはある程度理解できたが、というふうになっておりますが、先ほど申し上げたとおり、本気でやる気が見えないというふう指摘されております。

また、全体的に見ても総花的でそれ自身は悪くないが、やはり具体的な中身も必要だろうと、一つには農業振興、これもいろいろ提案されているが、農家の高齢化と後継ぎ不在という根っこからの問題をどう対処しようとしているのか、この中身もよく見えない。このような指摘をされたそうでございます。

あと、何点かありますが、そのように案外厳しい指摘を受けているようでございまして、全国からかなりの提案が出ているという中で、私ども淡路にとっては、何とかこの特区をいただいて、それで3市、県と積極的な取り組みをする中で、そういうバックアップをしていただくということですから、何も他力本願ではないということであるんですが、なかなか国のほうには今のところ、そのように見えていないというふうに指摘をされたそうでございます。

どうぞまた、これからも皆さん方のいろいろな御意見等もお聞きしながら、近いうちに企画部長会、県とであるという案内も来ておりますので、いろいろと御提案をお願いしたいと思っております。

大変勝手ですが、後ちょっと公務が入ってますので、中座させていただきますので、よろしく申し上げます。

○楠 和廣委員長 御苦労さんでした。

それでは、ただいまから、第34回定例会において当委員会に付託された議案について、審査を行います。

議案の審査に当たり、提案理由の説明についてお諮りします。

付託案件については、本会議において説明を受けておりますので、質疑から行いたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

## 1. 付託案件

### ① 議案第55号 平成22年度南あわじ市老人保健特別会計補正予算(第1号)

○楠 和廣委員長 異議がございませんので、提案理由の説明は省略をいたします。

まず、議案第55号、平成22年度南あわじ市老人保健特別会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

久米委員。

○久米啓右副委員長 質問する中身をもう少し、繰り越し等の決定に伴う補正なので、

中身については余りないんですけれども、繰り越しのことで少し金額的なことをお聞きします。

1,983万5,000円を追加してということですが、前日の決算委員会で決算された繰り越し残高が1,983万4,195円ということで、細かい話ですが四捨五入しても5,000円ならないんですけれども、システム上の問題ですかね。その辺、それとも金額ほかにまだ計上されてるんでしょうか、決算書をもしお持ちなら確認いただきたいんですけれども。

○楠 和廣委員長           どなたが答弁されるんですか。  
保健課長。

○保険課長（馬部総一郎）       決算につきましては、この千円単位ですので、当然それぞれ歳入総額、歳出総額、それぞれ通常は四捨五入をしまして、それでもって実質収支の、実際の繰越額について、差し引きしたものを出すというようなことになります。

繰り越しにつきましては、翌年度に歳入に上げますときは、本来ですと、歳入額につきましても、千円未満の端数があるような場合につきましては、当然その千円未満をはしょって、それで歳入に上げるというようなことになるのですが、歳出の場合は、例えば同じ額について歳入して、歳出するというような場合に、歳出につきましては千円を切り上げるというようなことになります。それでもって、当然、本来ですと歳入と歳出が千円異なると、歳入の置き方は千円未満をはしよる、歳出の置き方は千円未満を四捨五入して上げてしまうというようなことでないと、支出ができませんので、そういった関係で、実際には歳出に合わせるために歳入を千円少なくならないように、そういった置き方をする場合があると、いうことであると思います。

○楠 和廣委員長           久米委員。

○久米啓右副委員長       細かい話で申しわけないんですが、この後の老人のほうも同じような現象があるんですけれども、今度は逆になっているんです。システム上でそういうふうになってるんじゃないかと思うのですが、決算の場合は円単位まできっちり合わせてされてるはずですよ。ですから、決算の繰越額差し引き残高が、いわば実際金庫にあるお金ですよ。1円まで数えた。それを次年度の補正で積み上げるということをされてると思うのですが、きょうは二つの補正案があるので、対照的に片や千円多い、片や千円少ないというようになってたんですかね。ちょっとその辺で、見るところなかったのでもこんなところを見ておったのですが細かいところが、解明できなければ、課題としてちょっと調査していただきたいんですけれども。

○楠 和廣委員長 保険課長。

○保険課長（馬部総一郎） 今、確認をさせていただきます。

○楠 和廣委員長 ほかに、ございませんか。

質疑がございませんので、質疑を終結いたします。

これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○楠 和廣委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。

議案第55号、平成22年度南あわじ市老人保健特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

○楠 和廣委員長 挙手多数であります。

よって議案第55号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

② 議案第56号 平成22年度南あわじ市介護保険特別会計補正予算（第1号）

○楠 和廣委員長 次に、議案第56号、平成22年度南あわじ市介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

久米委員。

○久米啓右副委員長 先ほどの続きですが、介護保険に関して同じ繰越金を決算の差し引き残高を見ますと、3,609万9,143円ですね。ところが、補正額では、3,609万8,000円と逆に千円少なくなっておるという現象で、先ほどの説明ではちょっと説明できないので、恐らく何かのシステム上の件かと思います。どちらも同じ、切り上げてますということであればつじつま合うのですが、今度は逆になっておりますので。

○楠 和廣委員長 保険課長。

○保険課長（馬部総一郎） 済みません。遅くなりまして申しわけありません。

先ほど申し上げましたように、本来ですと歳入については千円未満について、はしょって歳入は上げて、歳出については千円未満を切り上げて計上すると。その中で歳出のほうでどうしても千円、同じ額が入って同じ額を出すというようなことになりますと、歳出が多くなって歳入が少なくなるというようなことになりますので、実際には、本来ですと千円未満切り捨てておくところを、千円未満について切り上げて歳出に合わせているということでございます。

○楠 和廣委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（小坂利夫） まず、30ページを少しごらんいただきたいのですが。そこに書いてますように、まず当初予算で繰越金として千円計上しております。それで、補正後の額として、この決算の繰越金であります3,609万9,000円になるように、補正額としては千円引いた額というふうになってまいります。

それで、歳入については千円未満の分については切り捨てしておりますので、こういうふうな補正額、並びに補正後の額というふうになっております。

○楠 和廣委員長 久米委員。

○久米啓右副委員長 はい、わかりました。もう採決済んだのですけれど、老人のほうもそれで計算合うのですよね。老人のほうも。

○楠 和廣委員長 保険課長。

○保険課長（馬部総一郎） 要は、補正後の金額で両方同じ金額になるように合わせてるということでございます。

○久米啓右副委員長 わかりました。

○楠 和廣委員長 ほかに質疑ございませんか。  
小島委員。

○小島 一委員 時間も大分あるようなので、この補正予算と直接の関係はないかと思うんですけど、介護については施設への待機者もかなりいるという中で、優先順位が介護度4、5の方については、単身の方が最優先というふうなことになっているのかなと思う

のですが、それで間違いないですか。

○楠 和廣委員長 長寿福祉課長

○長寿福祉課長（小坂利夫） 介護度が高い人が一般的に優先されるということは、よくあるケースですけれども、県のほうは優先順位の決める方法、入所コーディネートマニュアルというのを県が定めております。どの施設も、そのマニュアルに従って入所者の順位を決めております。その中で必要度が高い人、次にそれよりも低い人というふうな形で決めております。心身状況、身体の状態であったり、認知度状況など、あるいは家族の介護力、それから住環境などを総合的に判断するようになっております。ですから一概にこうだというのはなかなか難しい面もございます。

○楠 和廣委員長 小島委員。

○小島 一委員 その判定はどういう方が、どういう形でされるのが一般的ですか。

○楠 和廣委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（小坂利夫） それぞれの施設が、その具体的なメンバーは聞いておりませんが、それぞれの施設で協議して判定していると思います。

○楠 和廣委員長 小島委員。

○小島 一委員 僕の勘違いだったのかもしれませんが、介護される家族がおられる方は、ちょっと後に回ってるのかなという思いがあったので、聞かせていただいたのですが、たとえ同居の家族がおったとしても、家庭崩壊寸前の所があったり、ほとんど老老介護のような形にもう最近非常に多いので、その辺をしっかりと状況を見ていただいて、やっぱり対応してほしいというふうな思いでございます。最後にその辺について、市のほうとしては、どういうふうな施設に対する対応をされているのか聞かせていただきます。

○楠 和廣委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（小坂利夫） 具体的に施設に、こうしろというふうな直接的な指示はしてませんが、あくまでも老人福祉施設、介護老人福祉施設、まあ特養ですね、入所コーディネートマニュアル、今年の22年の4月1日に改正されておりますけれど、そのマ

ニユアルに従って、その順位を決定していただくというのが基本でございます。

○楠 和廣委員長 小島委員。

○小島 一委員 できるだけ介護されるほうの立場に立ってもらって、血の通ったような行政の指導をしていただきたいというようなことをお願いしまして、質問を終わります。

○楠 和廣委員長 ほかに質疑ございませんか。

質疑がございませんので、質疑を終結します。

これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○楠 和廣委員長 御異議がございませんので、これより採決を行います。

議案第56号、平成22年度南あわじ市介護保険特別会計補正予算(第1号)について原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

○楠 和廣委員長 挙手多数であります。

よって、議案第56号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で当委員会に付託されました案件の審査は終了しました。

お諮りいたします。

9月30日の本会議における委員長報告について、どのようにしたらよろしいでしょうか。

(「委員長・副委員長に一任」と呼ぶ者あり)

○楠 和廣委員長 委員長・副委員長に一任という声がありました。それでは、そのようにさせていただきます。

## 2. 閉会中の所管事務調査の申し出について

○楠 和廣委員長 次に閉会中の所管事務調査の申し出についてを議題といたします。

お手元に配付の「閉会中調査事件申し出一覧表」のとおり議長に申し出てよろしいでし

ようか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○楠 和廣委員長 異議がございませんので、議長に申し出ることになります。

### 3. その他

○楠 和廣委員長 次に、その他に入ります。

執行部から何か報告事項がございませんか。ございませんか。

長寿福祉課長。

○長寿福祉課長(小坂利夫) 先般、9月20日の敬老会には、委員の皆様方御出席をいただきありがとうございました。おかげで1,590名の参加を得て、盛会のうちに終了することができました。ありがとうございました。

○楠 和廣委員長 ほかにございませんか。

その他について質疑ございませんか。

久米委員。

○久米啓右副委員長 健康福祉、市民生活部の幹部の方お集まりいただいておりますので、まだ少し時間をいただいて質問させていただきます。

一般質問、あるいは決算の時の質問の延長になるかと思えます。

3番の税の賦課徴収についてということで、質問したときに古い指定されない市税、あるいは国保税を指定せずに納付された場合は、古い日付のものから充当していくというのが基本ですということでありました。しかし、市税と保険税の徴収に、非常にアンバランスがあるという指摘させていただいて、その辺のバランスをうまくとれないかということです。例えば、指定がなければ保険税の古いものからというふうな、配慮をしていくことができるのかどうかということです。

○楠 和廣委員長 収税課長。

○収税課長(垣本義博) 基本的には収税課としましては、4税を集めております。それを、例えば指定がない場合、保険税に優先充当した場合、ほかの税が時効になる可能性もありますので、やはり古い税からということで、収税課としてはそういう充当の仕方を

しております。

○楠 和廣委員長 久米委員。

○久米啓右副委員長 時効になるという、市税のいわば古いほう、市税のほう古いのがあって時効にならない分から充当していくということで、それは正しいかなと思います。例えば、この税が一部でも入れば時効が延びるとか、そういう制度はないんでしょうかね。

○楠 和廣委員長 収税課長。

○収税課長（垣本義博） 時効の中断行為といたしまして、一部納付が時効を中断させます。しかし、それは例えば、17年の1期分入ります。そうしたら、その1期分だけが時効中断で2期分には及びません。今、委員がおっしゃるように、確かに一部納付は時効中断の行為になります。

○楠 和廣委員長 久米委員。

○久米啓右副委員長 一部納付して、9対1で市税、あとは保険税へと、9は保険税へという裁量も税務課のほうでは可能なんですか。

○楠 和廣委員長 収税課長。

○収税課長（垣本義博） 本来、今言う保険税を滞納しますと、短期証あるいは資格証ということで、かなり資格証になれば不自由を来すところも収税課のほうとしては考慮いたしまして、他税を時効が完成しないように、収納額の振り分けはしております。

○楠 和廣委員長 久米委員。

○久米啓右副委員長 振り分けの割合にもいろいろと考えてされてると思うのですが、それ保険税が約5億円、市税の市民税、個人の分が4,500万円です。滞納分、繰り越し分も含めてだったと思いますが、そういうバランスをとるといふ配慮をしての結果か、それとも時効を優先して、時効を成立しないような税の納付にしての結果なのかということなのですが、その辺はいかがでしょうか。

○楠 和廣委員長 収税課長。

○収税課長（垣本義博） 今も申しましたが、資格証にならない範囲で分納していただくということで、ある程度、分納を国保税のほうに持って行って基本的には短期証ということで、今まで当市ではそういう配慮の後やってきております。

○楠 和廣委員長 久米委員。

○久米啓右副委員長 作業、業務の中身についてまではわからないのですが、一般会計からの繰り入れもという市長の答弁にもありましたように、結局、市税に入ったものが繰り出し金として国保税に充当されるという、今までなかなかされなかったこと配慮してみようということの答弁いただいています。そういうことをしていただくのはいいのですが、これも前にも言いましたように、ほんの一時的なことなので、事前の徴収段階でそういう作業ができるのかどうか、もう少し研究を税務課のほうでしていただければと思います。やった結果で、これだけの配分しかできないということでしたら、それはそれでいいと思うのですが。

○楠 和廣委員長 収税課長。

○収税課長（垣本義博） 今、委員おっしゃる市民税4,500万、この分は現年の繰り越しでございます。滞納分は約1億2千、今の4,500と合わせますと1億6千か7千になります。それから割合としては、実際、市民税のほうに多く充当したとかいうものではございません。

前も言いましたが、1億6千というのはあくまで市民税でございます。この分は6対4ということで、市県民税一本で集めておりますので、昔は7対3でしたが、例えば1億6千を0.6で割っていただければ、市県民税自体で恐らく2億以上は残っているのではないかと考えております。

○楠 和廣委員長 久米委員。

○久米啓右副委員長 この上に県民税も合わせて徴収をされてるということで、見えな金額がこの上に積まれてるということですね。そういう作業をされてるということでもありますので、根本的な保険税については、徴収段階では大きな影響を与えることはできないという見解でよろしいでしょうか。

○楠 和廣委員長 市民生活部次長。

○市民生活部次長（細川貴弘） 先ほどの課長の説明のほうをちょっと補足させていただきたいと思います。

委員おっしゃっておりますように、市民税と国保税のほうの納入の仕方でございますけれども、市民税、それと国民健康保険税、同一の方の比率といたしますか、それがほとんど一緒であれば、国保税、市県民税とのバランスも委員おっしゃるような形に配慮はされると思うのですが、私も決算の委員会でも少し御説明させていただきましたけれども、市民税につきましては、扶養控除でありますとか、もろもろの控除を引いた残り、それで一定額以上の方に市民税というのが掛けられるということになります。言いかえれば、ある程度の所得水準といたしますか、一定の所得水準以上の方が市県民税課税されるということになります。

しかし、国民健康保険税につきましては、住民基本台帳に登録されておまして、社会保険といたしますか、もろもろのそれらの保険以外の方すべて、国民皆保険制度でございますので、残りの方が国民健康保険のほうに加入されてるということで、所得階層がかなり低い方々が加入者の中で比率を占めております。ですから、国保税がかかっている市県民税がかかってない方も多数いらっしゃいます。そういうことでございますので、先ほど課長からも御説明いたしましたけれども、資格証でありますとか短期証でありますとか、それらでその方々の生活に非常に不便を来すような場合につきましては、国保税のほうにそれらを持って行くとかいうような配慮も、収税の担当のほうでは当然やっておるということで、比較的所得者の方が多いということも、滞納額がふえているというような大きな要因となっております。以上でございます。

○楠 和廣委員長 久米委員。

○久米啓右副委員長 説明よくわかりました。滞納繰り越しがどんどんふえていくという心配ということで、国保税の制度改革を待たないと解決できないところもあるかと思いますが、それはいつのことかわからないということで、自治体でできる施策というのをいろいろ模索をしていかなければならないかなと思ってます。終わります。

○楠 和廣委員長 ほかにございませんか。  
小島委員。

○小島 一委員 せっかくですので、学校給食のことをお聞きしたいのですけれど。決算のときにも資料を見ておりましたのですけれど、この準要保護児童生徒の給食費の扶助

が沼島とセンター入れて460名ほどあるというふうなことで、当市の基準が他市に比べて若干有利というようなこともお聞きしているんですけども、この方々、本来、本市の基準というのは一体どのようになっているんですかね。

○楠 和廣委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（三谷高資） その関係につきまして、関係書類それぞれ請求者といえますか、保護者のほうから提出をいただいて、それを基に査定をしているということなんですけれども、基本的には各家族の総所得というふうなものを基準に、扶養家族が何人の場合について幾らの所得というふうなことで、算定をしておるといいうふうなことになります。

○楠 和廣委員長 小島委員。

○小島 一委員 給食センターと沼島の分を合わせて全体で4,239名、去年度ですけども、その一割を超えているというふうなことで、この方々は、ほかのクラス費であったり、ほかのもろもろの経費というのは自己負担はされているのですか。

○楠 和廣委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（三谷高資） 各教材につきましても学期ごとにそれなりの補助をしていると、ちなみに、宿泊を伴うような研修、それから修学旅行というようなことについても対応しております。

○楠 和廣委員長 小島委員。

○小島 一委員 生活扶助が、昨年度で134世帯、175人、教育扶助が5世帯から6世帯というふうな資料も、これに載ってるんですけども。これを今後どのように考えていくのか、ますますふえていくのかなというふうなこともあるんですけども、恐らく子供の一割以上はこういうふうな状態であるというのは異常のようにも思うのですが、これについてどういうふうに思われていますか。

○楠 和廣委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（三谷高資） 一概に申し上げられないんですけども、先ほど、具体

的なことで所得基準というようなこと、金額的なこと申し上げてはいないのですけれど、その基準に合致するといいますか、基準を下回るというふうな各家庭について、何らかの援助を希望する、そういう家庭が多くなってきているのかなど。この社会的な状況というものも当然あるかと思えますけれども、保護者の認識として、その基準に当てはまるということになれば、申請をしてみようかなというふうなところで、数字的には多くなっているのかなというふうに考えられます。

○楠 和廣委員長 小島委員。

○小島 一委員 ということは、申請していない方も当然おられるわけで、実質、潜在的な方も含めたら、もっともっと多いというふうに考え得るわけですがけれども。これ、どうですかね、これがますますふえてきたときに、給食費だけでも2,000万の負担を市がしていると、本当に苦しくて給食費が払えない、ただ申請の書類だけを見てこれはこれでオーケーというふうにされているのか、その辺、今後どんなふうに対応していくのか、申し込みがあれば書類審査で全部受けていくつもりなのか、その辺ちょっとお聞かせ願えますか。

○楠 和廣委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（三谷高資） 当然、各学校で最終的には、学校長がその家庭の状況というようなものをおおむね把握することになるかと思えます。関係書類には学校長の所見というふうなものを求めているわけなんですけれども、学校のほうでそういう状況は把握するというのが一点と。

もう一つは、予算的なこともありますので、22年度につきましては、修学旅行費の補助を頭打ちということで、一部制度を変更しているのですけれど、必要に応じてはそういうふうな中身の検討というふうなことも、必要になってくるのではないかと考えます。

○楠 和廣委員長 小島委員。

○小島 一委員 予算がないから頭打ちというのと、今の施策と、若干相入れない部分もあるように思うのですけれど、やはり困っている人があればそれに対応するというふうなことも必要かと思うのですけれども、必要以上に出す必要もないので、その辺今後、どういうふうな運用して、対応していくのかということのを慎重に検討していただいて、その辺、考えていっていただきたいというふうに思います。

○楠 和廣委員長 答弁は。  
ほかに質疑はございませんか。  
久米委員。

○久米啓右副委員長 もう一点お願いいたします。  
これこそ一般質問の続きなんですが、医療体制と健康づくりのことについてです。南あわじ市の医療体制というのですか、町ぐるみ検診の中で、特定健康診査が平成20年度から始まっています。それと同時に、人間ドック補助制度がそのころ廃止されていますが、廃止されたいきさつ等、わかったらお願いします。

○楠 和廣委員長 健康課長。

○健康課長（中濱素三子） 人間ドックの補助制度は20年に廃止されておりますけれど、特定保健検診が20年の4月から実施ということで、それに合わせて廃止された。それまで実施していたときに、一応、1泊2日で6万を上限として、3分の2まで出していたかと思うのですが、その利用者が非常に偏りがある。それはその制度の周知徹底がされていなかったためか、その辺はよくわからないんですけれども、やはり人間ドックで1泊2日で行きましたら6万円から10万円かかる。そういった制度を利用するのは、ほとんど学校の先生の退職された方か、公務員を退職された方ということで、非常に偏りがあって、そういう特定の人に非常に助成しているような結果が見られたということと、特定保健検診ができることによって、それぞれの保険者が責任を持つようになってきたということで、一応、人間ドックの場合は市民全体を見ていましたけれども、特定検診になってきた場合は、保険者がその被保険者に対して責任を持つというようなことになってきましたので、市として対応すべき人は国民健康保険の加入者ということになってきますので、相反する部分も出て来たというようなこともあって、その需要する人が特定であるということと、それから特定検診の趣旨に沿わないという、その二点から廃止されたというようなことを聞いております。

○楠 和廣委員長 久米委員。

○久米啓右副委員長 利用者の偏りということですが、学校、あるいは公務員の退職された方は、任意継続の後の国保に加入された方が受診されたということですか。

○楠 和廣委員長 健康課長。

○健康課長（中濱素三子） 任意継続とか、それからその後の国民健康保険の一部加入者というようなことになってくるかと思えます。

○楠 和廣委員長 久米委員。

○久米啓右副委員長 その方々もそれまでは、共済組合なりに入っておられて、退職後その2年過ぎた後、国民健康保険ということで、一般の方から見れば、非常に安い共済組合の保険できて、退職後にそういうドック等の高額な助成を受けてというようなことになるのですが、その趣旨をもっと考えると、従来から国保に入っている方へ周知をして、受けてもらう施策をとるほうが先ではないかと思うのですが、その当時はそんな論議はなかったですか。

○楠 和廣委員長 健康課長。

○健康課長（中濱素三子） その当時のことはいなかったのですがわからないのですが、書いてある内容等を見れば、やはり特定検診の種目そのものが非常に限局されたというようなことがあり、それから以前の成人病検診で実施していた内容とかなり乖離してきているということがあったので、省いたというようなことも書いてあったと思えます。

○楠 和廣委員長 久米委員。

○久米啓右副委員長 当時の審議された結果しかわからないということで、それはいたし方ないかと思えます。その町ぐるみ検診で、がん検診ありますよね。これも一般質問でちょっとしたのですが、特にがんで死亡率の高いのが、胃がん、肺がん、大腸がんですよ。特に胃がんで、今、町ぐるみ検診、あるいは肺がんの間接撮影、あるいは胃がんではバリウムなんですけれども、この検診で、がんの早期発見というのは、課長の見解はいかがでしょう。

○楠 和廣委員長 健康課長。

○健康課長（中濱素三子） 22年の9月のまとめで、がん検診実施したうちでのがんの発見状況ですけど、やはり町ぐるみ検診等は継続して受診している方が非常に多いということで、がん検診の場合は継続受診をしておりましたら、その一つの南あわじ市民の中で限られた人がずっとがん検診を受けて行っていたら、がんの発見率というのは非常に落ちてくる可能性が高いのですね。新たな人が加わってくれば、早期のがんとかいうのも

発見される可能性も高くなってくるのですけれども、同一人物が毎年継続して受けていた場合は、非常に新規のがんというのは少なくなってくる傾向があります。

ですから、できるだけ母数をふやすというか、より多くの人に新たに検診を受けていただくほうが、がん検診の早期がんの発見というのが検診の趣旨になってくると思いますので、早期発見、早期治療のためには、できるだけより多くの人に受けていただくような形をとったほうがいいのではないかと考えております。

○楠 和廣委員長 久米委員。

○久米啓右副委員長 統計的な話でそういう結果なんでしょうけれども、実際、ある患者を見た場合ですね、がんと診断されたときの、その部位の大きさですね、それはどれぐらいの大きさから、現状としてはそのバリウム、あるいは肺がんの場合は発見されるんでしょうか。

○楠 和廣委員長 健康課長。

○健康課長（中濱素三子） 一応、ステージというか、大きさによって違ってきますけれども、バリウムでいくのであれば1センチ、2センチが早期がんになってくるかと思えます。もっと、胃カメラとかに、まあ普通の場合はバリウム飲んでその傾向があれば、胃カメラとか、内視鏡とかといった複雑な検査になってくるかと思えますので、一応、町ぐるみ検診等とする場合は、あるかないかという白か黒かの判断をして、その白か黒かで、まあスクリーニングですけれども、そこで判断されて黒の可能性の高い人について、限りなく白に近い黒でも含めたような形で、精密検査を受けていただくような形をとっております。

○楠 和廣委員長 久米委員。

○久米啓右副委員長 わかりました。

市の健康福祉部の市民の健康とか医療体制について考えをちょっと改めていただきたいなと思うところもあるんですが、ちょっとガラッと変わりますけれども、今、APEC開かれてますよね。奈良でね。そのときに、メディカルツーリズムが取り上げられてました。10年前もならないですけれども、わたしPET検査を受けたという話をしたのですが、そのとき12万円ぐらいでしたが、同じ値段を出して韓国へPET検査を受けに行って観光できるというツアーもありました。日本で丸々検査だけで同じお金を払うなら、韓国まで旅行に行って同じ検査をして帰ってくるほうが、受けるほうにとっては非常にうれしい

ツアーです。

それが今、メディカルツーリズムということで非常に取り上げられてますし、そういう制度を導入することによって地域観光、経済の活性化っていうのは非常に活性化するんですね。今は中国との問題がありますけれども、いずれ解決してそういうツーリズムの受け入れ態勢っていうのをいち早く取った自治体、あるいは地域が勝ち組になるという考えを持って、地域開発、あるいは跡地利用とかを取り入れていこうと、それには自治体だけではなく、民間の資本を入れないと当然できないんですけれど、結局、土地取得とか活用政策については市が主導権を持って提案していくと、それに乗ってくれる民間企業を地域に入れてそういう開発をしていくという考えを持っていくと、まず地域開発、観光客の導入がガラッと変わってくる。これは5年とかそういう中期的な視野を持ってしないと、当然できないんですけれど、そういうPET-CT検査とか、そういう特殊な機器の導入とかがツーリズムを呼び込めるわけですね。これが早期発見、当然市民にとっても利用できますので早期治療につながるというようなことで、南あわじ市においてはそういう跡地利用を真剣に考える場所が分庁舎跡地以外にもあるのですね。その辺はどういう計画をして、どういうふうにするかという絵をかいて、ある程度の提案は、以前ちょっと機会がありましたので市長には話はしました。しかし、これはまだ絵にかいたもちであるというようなことで、ただ用地確保については必ずお願いしますということであります。

ですから、健康福祉部の一つの市民の健康だけを考えることも必要なのですけれども、課長以上になってくると市全体のそういう観光、あるいは市の市民の活性化についても、少し意識を持って取り組んでいただきたいという要望です。終わります。

○楠 和廣委員長           ほかに。議長。

○議長（川上命）           ちょっと敬老会のことで聞きたいのですけれど、こないだ西淡の担当ということであいさつさせていただいて、非常に出席率が悪いということのをあいさつの中で言ったのですが、そのときに後、反響ちょっとあった中で、この14%、南あわじ全体で14%ですか。西淡は10%というのが非常に悪かったということで、この出席率と担当、今後の老人あるいは敬老会はこんなのでいいのか、担当課としてどのような考えを持っているのか、担当課としての御意見を聞かせていただきたいと思います。

○楠 和廣委員長           長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（小坂利夫）       今、お話があったように出席率低下しております。それで、今後のことについてのことですが、ことしも老人会等々と協議しながら敬老会については開催の内容を決めていったわけですが、やはりいろいろな意見の方がいら

っしゃいます。会場を集約して一カ所でしたらどうだという意見もありますし、逆にもっと会場をふやしたほうがいいんじゃないかというふうな意見もありますし、いやいやちょうど今の4会場がちょうどいいというふうな方もいらっしゃいます。ただ、いろいろな意見がある中で出席率が低下しているという、そういう事実も間違いなくあるわけでございまして、その敬老会の中身だけではなく、抜本的な今後の敬老会のあり方について、関係者、特に老人会の皆様方の御意見も聞きながら、考える必要があると思っております。来年度の敬老会に向けて、その内容を協議していきたいと思っております。

○楠 和廣委員長 議長。

○議長（川上命） その意見の中で、今まで十分言ってきたのですがという意見の中で、市民交流センターもやがて庁舎が建てば、そういったこともそれぞれ小学校単位であるという、そういった単一の老人会にそういった費用を渡していただいて、老人会でそういった地区、昔の旧のおりやったら、一番、人がやって、もっと楽しい一献交わして、お酒は禁止されておりますが、また地域でやる場合には一献交わすと、そういった中でお互いに再会というのかな、一年に一回しか会わない人もいるわけで、そういった人と再会を期した中で団らんをするということがいいんじゃないかということ聞いております。

そういった中で、費用の関係もあるわけでございます。そういったことが可能なのか、可能でないのかちょっと費用的なもので、単一老人会に費用を渡すということとなれば、やはり出席率を見込んだ中での予算を組んでおるのか、それとも全体的な予算と、一人当たり何ぼというような予算を組まれてるのか、これについてちょっと済みませんが。

○楠 和廣委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（小坂利夫） 敬老会の予算については出席人数を見込んで予算を組んでおります。したがって、今年度でしたら昨年並みの参加者数ぐらいを期待して予算を組んでおりました。今のお話の中で、単位クラブ、今、203ありますけれども、それぞれの単位クラブ等に交付するという分については単純にことしの予算額、約800万ぐらいですけれども、203で割りますと、約一クラブ4万円ぐらいというふうな額になるわけですが、それでどれだけのことができるのか等々考えますと、やはり予算的には厳しい面があるかもわかりません。ただ、そのあり方、本当にどの単位であるのがいいのか、先ほども申し上げたように、市一本でまとめたらどうだというふうな意見もあるわけなのです。そういう中で、市としてそれをどうするのか、やはり関係者の皆さん、特に老人会の皆さんと話を十分に詰めていきたいと思っております。

○楠 和廣委員長 議長。

○議長（川上命） 今、意見の中で市一本にまとめたらいんじゃないかという意見で、これはかなり厳しい意見ということで、非常に広範囲になればなるほど出席率が悪いということで、今、辰中校区、我々のところは、やはりどうしても高齢化という率が高いわけで、そういった中で、一応、老人の言うには、やっぱり出席は遠いからしないと、その中で役員の方は、もう役員の中で敬老にたつひとり出席を強制的にしなさいと、というような強制的に敬老会を出席するような形もあるわけです。そういった中で、予算的なこともあるわけですが、今後ともそういった面、十分担当課としてはやっぱりこれから高齢化社会、超高齢化社会突入するわけで、敬老会という趣旨、目的というものが果たして達せられているのか達せられてないのか、そういった面を含めた中で十分ひとつ検討していただきたいと申し入れておきます。

○楠 和廣委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（郷直也） 議長言われることは私も何人かの人からお聞きしました。

それで、もちろんお金の問題がございます。それについては執行部、上のほうと協議しなければ、今ここでどうこう言える問題ではございません。

それと、流れとすれば一本化というのが大きな流れだと思います。ただ、そうした場合、今、70歳以上の方に御案内申し上げております。4会場でも段々減ってきている状況なんですね。1会場にした場合にさらに減る可能性もある。仮にその今の方が来られた場合に、それだけ集約する施設があるのかどうかという問題もございます。ということは、70歳以上ではなく75歳以上にしないと全部来られないんじゃないかと、ますます悪くなる可能性もございます。いろいろな問題点を含んでおります。ですから、これは老人クラブ中心にももちろん話し合いをしていくつもりではおります。

ですから一つの考え方として、21の交流センターが仮にできるその時期、その時期にもう一度、完全な見直しをそれまでに詰めておいて、そこから新たな考え方というのができると思います。今の私たちのほうの行政のほうで、かなりの分野たずさわっているんですよね、いろいろな分野で。そうではなく、それぞれの地区が実行委員会というふうなものをつくっていただいて、老人クラブを中心としていろいろな団体の方が入っていただいて、そこで運営すると。そこでそれぞれ決めていただくというふうな手法をとれば、21であることも僕は可能じゃないかと、何がしかの補助的なものは必要であるとは思いますが、そういうふうな手法もやはり一つの手法としては可能ではないかな、それについては十分、老人クラブ中心したところと今後、協議していきたいとそのようには考えております。

○楠 和廣委員長 中村委員。

○中村三千雄委員 僕も言おうと思ってたんですけど、議長言ったんで、私も愚痴を言っておったあいさつの中で皆さんに現状を言いました。

特にそのとき、言わなかったんですけども、171名ある沼島の会員が出席者3名ですね。やはりそういうふうなことが市としてやる場合にこのままでいいのであるかということ、老人会で任すのではなく、国民の祝日やから、市は全体をやっぱり考えていく時期である。現実的に今までは受けてくれていた婦人会が、各地区で全部受けてくれていたんですね、今、旧南淡を婦人会、三つほど完全にありますので、母体として受けてますけれども、そういうふうなことはほかのところ婦人会ないと思うね、それか実行委員会と、それだから私はやはり趣旨を考えて、全体14.9、15%切る中で一つの考え方としては、それまでの間、私は成人式は二十歳になったら一回ですね、それから老人会70歳なった人は約600人ぐらいあると思うんですね。市一本で、やっぱりそれはやるという方法も、そのときね、老人になった人をやっぱり市全体でお祝いしてやろう。後については地域、私もそこで言ったのですけれど、地域のやっぱり独自のことをこしらえてやるという方法あるので、これはもう任すのではなく、市はやっぱりこういうような状況で国民の祝日を1万1,000人の南あわじの老人が参加できてよかったと言えることは、やはり任すのではなく、市も方針だと出さなかったら、やっぱりいけないかなという気がしてならないんで、ちょうど議長もどんなあいさつするの、僕はこう思っているんだと、それは変えないといけないなと。というのは私もその老人も、議長も対象者ですのでね。対象者となった場合、考えた場合こんなのでいいのかなというようなことも思いましたので、今、部長が言われたとき、十分、交流センターも含めまして、それやっぱり考えていただいて、ただ、そういった沼島が3人だと、107人で3名しか出席がいてない、やるのが変ではないか、いっそ、それよりもこういう人に記念品でも配って、市長の手紙か何か加えて1万1,000の人におめでとうございませうというほうが効果あるのではないかなという気がしたので、一つ問題提起として私もあいさつとして言わせていただいています。執行部もこの機会に今の現況を踏まえた中で、方向というのを模索、検討していただきたいと注文しておきます。以上です。

○楠 和廣委員長 ほかにございませんか。

ないようですので、これにて文教厚生常任委員会を閉会いたします。

閉会に当たり、久米副委員長よりごあいさつをお願いします。

○久米啓右副委員長 本日は執行部には各委員の質問に真摯に御答弁いただきましてあ

ありがとうございます。これもちまして文教厚生常任委員会閉会いたします。ありがとうございました。

(閉会 午前 11時05分)

委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

平成22年 9月24日

南あわじ市議会文教厚生常任委員会

委員長 楠 和 廣